



令和 8年 4月 16日
自動車交通部

日本版ライドシェアの利用状況について

北陸信越運輸局では、管内の日本版ライドシェア（自家用車活用事業）の利用状況をとりまとめましたので、お知らせします。

- **日本版ライドシェア**は、地域交通の「担い手」「移動の足」不足の解消のため、**タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービス**です。
- 令和6年3月の**制度創設から2年を経過**し、**北陸信越運輸局管内の導入地域は15地域**となりました。各地域でタクシーを補完する一定の役割を担うなど、「交通空白」を解消するための1つのツールとして活用されています。

1. 管内の導入地域：15地域（以下の表に許可順に記載）

営業区域（日本版ライドシェア実施地域）	事業者数	県別
佐久交通圏（軽井沢町）	4	長野県
富山交通圏（富山市）	2	富山県
金沢交通圏（金沢市ほか）	8	石川県
新潟市 C（新潟市南区）	2	新潟県
松本交通圏（松本市ほか）	1	長野県
小千谷市（小千谷市内の一部区域）	1	新潟県
七尾市 A（七尾市の一部）	1	石川県
妙高市 B（妙高市の一部）	1	新潟県
新潟交通圏（新潟市中央区ほか）	3	新潟県
南魚沼郡（湯沢町）	1	新潟県
長野交通圏（長野市ほか）	1	長野県
諏訪交通圏（諏訪市ほか）	1	長野県
飯田市 B、下伊那郡	1	長野県
奥信濃交通圏（飯山市ほか）	1	長野県
北アルプスあづみの交通圏（北安曇郡ほか）	1	長野県

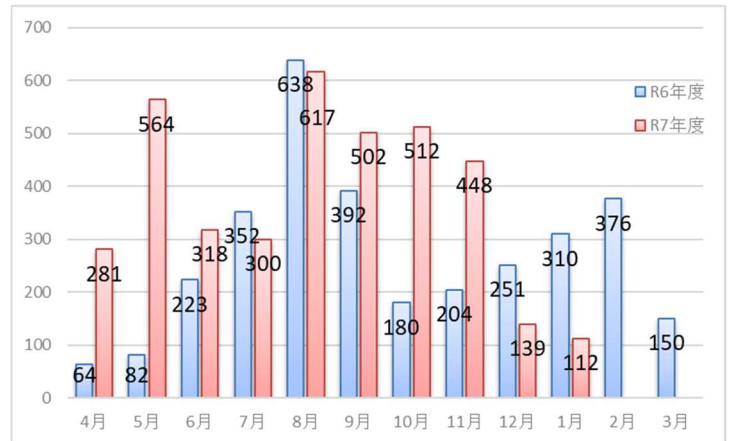
【お問合せ先】

自動車交通部 新田

TEL 025-285-9152

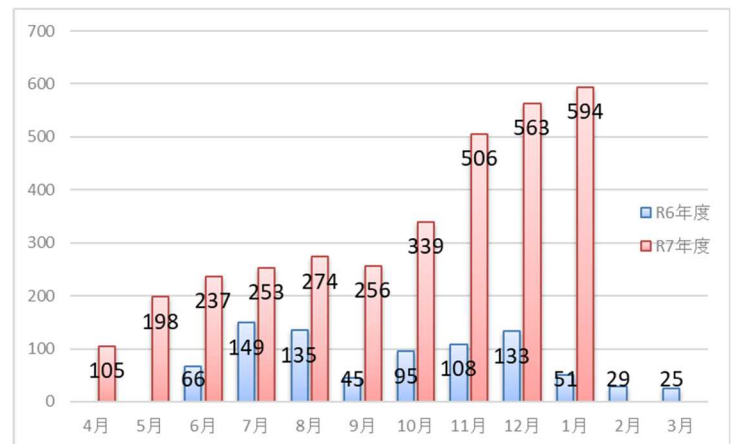
2. 導入地域における概要・運行実績（回数）

導入地域	佐久交通圏（軽井沢町）
事業者数	4社
稼働時間	金曜日 17時-23時 土曜日 12時-21時
車両数	最大24両
開始日	令和6年4月26日
導入経緯	今後の観光シーズン等の観光客増加による交通課題解決の一手として導入。



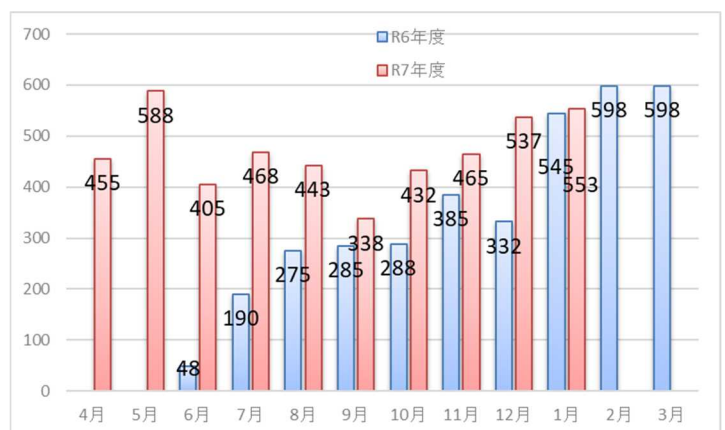
・R6年度合計 3,222回 / R7.4-R8.1 合計 3,793回

導入地域	富山交通圏（富山市）
事業者数	2社
稼働時間	月、火、水曜日 5時台-20時台 木曜日 5時台-翌1時台 金曜日 5時台-翌6時台 土曜日 8時台-14時台 16時台-翌6時台 日曜日 17時台-20時台
車両数	7両
開始日	令和6年6月7日
導入経緯	早朝の新幹線利用者、日中の病院への通院利用の多い時間帯に稼働時間を拡大（R7.5時間拡大）。



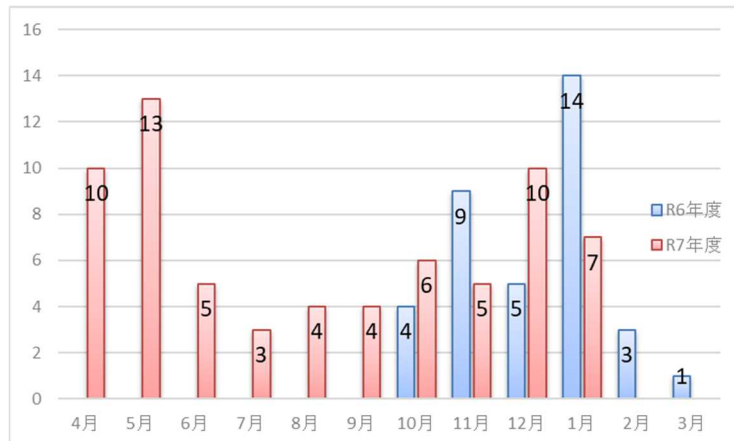
・R6.6-R7.3 合計 836回 / R7.4-R8.1 合計 3,325回

導入地域	金沢交通圏（金沢市ほか）
事業者数	8社
稼働時間	金曜日、土曜日 16時-翌5時台
車両数	27両
開始日	令和6年6月21日
導入経緯	タクシー事業者の申出により、担い手確保や新しい地域交通の仕組みへの足がかりとするべく導入。



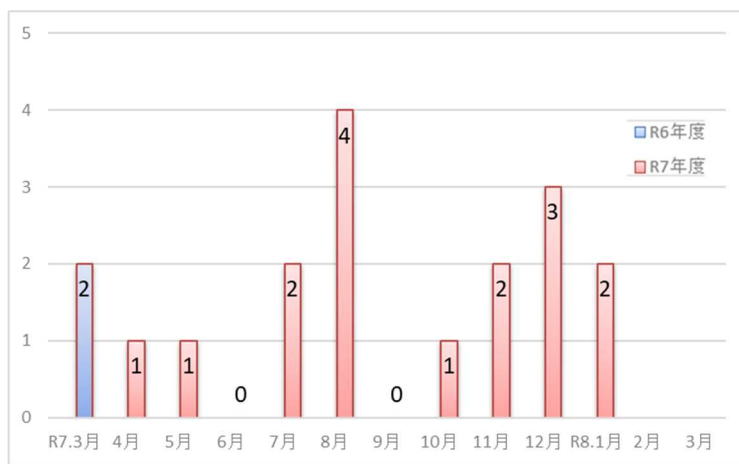
・R6.6(開始)-R7.3 合計 3,544回 / R7.4-R8.1 合計 4,684回

導入地域	新潟市 C (新潟市南区)
事業者数	2社
稼働時間	月曜日-日曜日 17時-21時台
車両数	4両
開始日	令和6年10月9日
導入経緯	「夜にタクシーがない」との声に、事業者が配車依頼の受電回数から曜日や時間帯ごとにマッチング率を整理。17時～21時台で配車率が悪化していることが判明。特に、路線バスが少ない地域で導入。



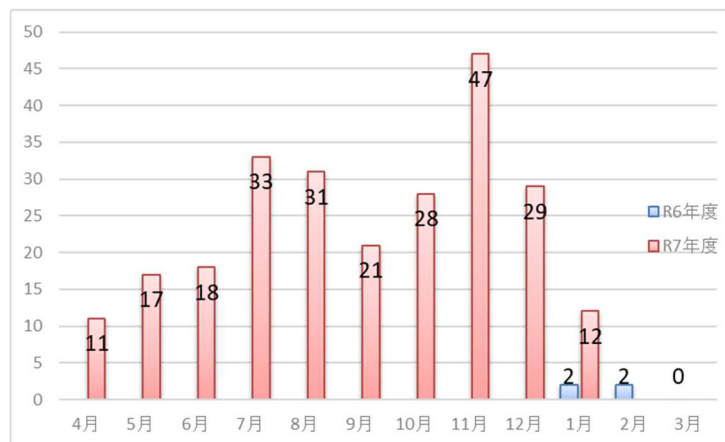
・R6.10(開始)-R7.3の合計 36回 / R7.4-R8.1の合計 67回

導入地域	松本交通圏 (松本市ほか)
事業者数	1社
稼働時間	金曜日、土曜日 16時台-翌5時台
車両数	2両
開始日	令和7年3月21日
導入経緯	タクシー事業者の申出により、タクシー需要の急増する時間帯を日本版ライドシェアで補うべく導入。



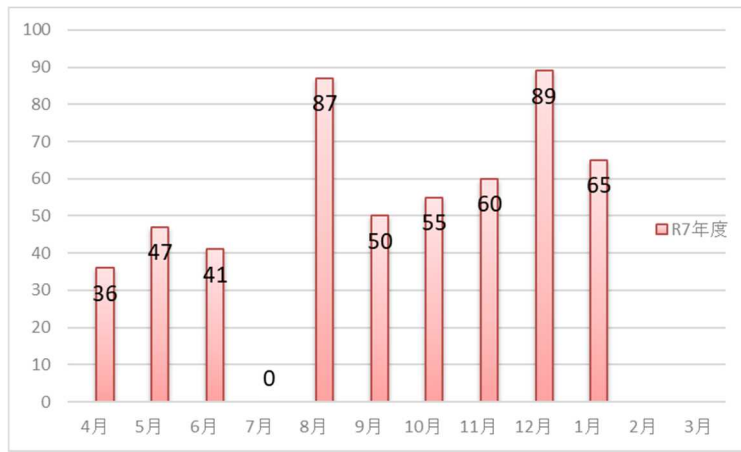
・R7.3(開始) ~R8.1 末までの回数合計 16回

導入地域	小千谷市 (一部の区域)
事業者数	1社
稼働時間	月曜日-木曜日 13時台-17時台 金曜日 13時台-翌4時台 土曜日 18時台-翌4時台
車両数	2両
開始日	令和7年1月7日
導入経緯	「夜にタクシーがない」との声に、不足する曜日、時間帯を整理した。とくに深夜時間帯の不足が判明したことから導入。



・R7.1(開始)-R7.3の合計 4回
R7.4-R8.1の合計 247回

導入地域	七尾市 A (七尾市の一部)
事業者数	1社
稼働時間	金曜日、土曜日 16時台-翌5時台
車両数	2両
開始日	令和7年4月4日
導入経緯	タクシー事業者の申出により、タクシー需要の急増する時間帯を日本版ライドシェアで補うべく導入。



・R7.4(開始)～R8.1末までの回数合計 530回

導入地域	妙高市 B (妙高市の一部)
事業者数	1社
稼働時間	月曜日-日曜日 8時台-12時台 15時台-22時台
車両数	2両
開始日	令和7年2月10日
導入経緯	12月から3月の冬期間に観光客が増加し、タクシーが不足。この需要に対応するため導入。

運行実績 (回数)

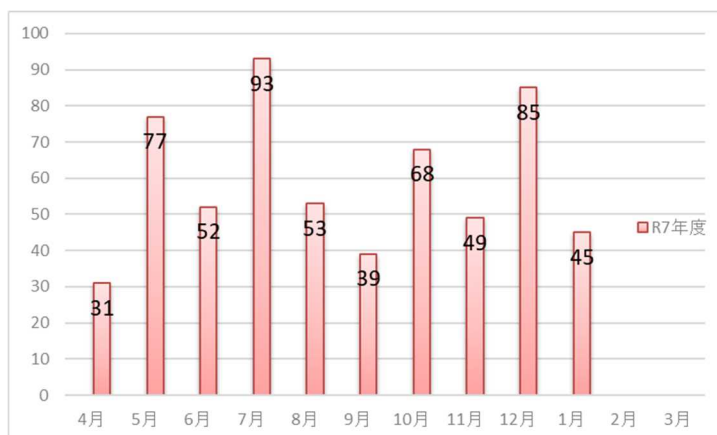
(スキーシーズンに運行)

R7.2月 10回

R7.3月 13回

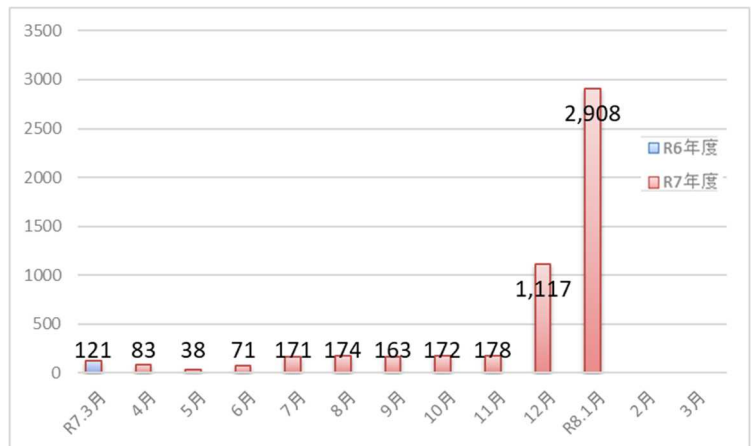
R8.1月 33回

導入地域	新潟交通圏 (新潟市中央区ほか)
事業者数	3社
稼働時間	金曜日、土曜日 16時台-翌5時台
車両数	24両
開始日	令和7年4月11日
導入経緯	タクシー事業者の申出により、タクシー需要の急増する時間帯を日本版ライドシェアで補うべく導入。



・R7.4(開始)-R8.1までの回数合計 592回

導入地域	南魚沼郡（湯沢町）
事業者数	1社
稼働時間	月曜日-日曜日 9時台-22時台
車両数	4両
開始日	令和7年3月10日
導入経緯	12月から3月の冬期間に観光客が増加し、タクシーが不足。この需要に対応するため導入。



・R7.3(開始) -R8.1 までの回数合計 5,075 回

導入地域	長野交通圏（長野市ほか）
事業者数	1社
稼働時間	金曜日、土曜日 16時台-翌5時台
車両数	3両
開始日	令和7年8月23日
導入経緯	タクシー事業者の申出により、タクシー需要の急増する時間帯を日本版ライドシェアで補うべく導入。

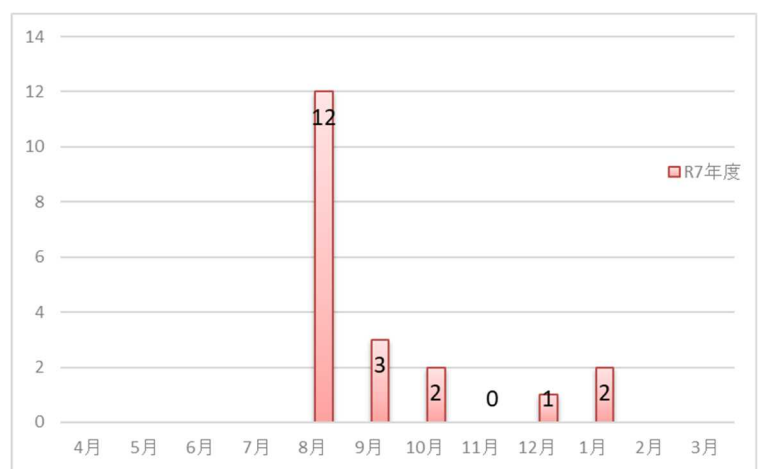
運行実績（回数）

R7.8月 10回

R7.9月 13回

（R7.8（開始）から R8.1 末までの合計 23 回）

導入地域	諏訪交通圏（諏訪市ほか）
事業者数	1社
稼働時間	金曜日、土曜日 16時台-翌5時台
車両数	8両
開始日	令和7年8月1日
導入経緯	タクシー事業者の申出により、タクシー需要の急増する時間帯を日本版ライドシェアで補うべく導入。



・R7.8(開始)から R8. 1 末までの回数合計 20 回

導入地域	飯田市 B、下伊那郡
事業者数	1社
稼働時間	金曜日、土曜日 16時台-翌5時台
車両数	1両
開始日	令和7年7月18日
導入経緯	タクシー事業者の申出により、タクシー需要の急増する時間帯を日本版ライドシェアで補うべく導入。

運行実績（回数）

R7.7月 2回

(R7.7(開始)から R8.1 未までの合計 2回)

導入地域	奥信濃交通圏（飯山市ほか）
事業者数	1社
稼働時間	全日 6時30分-25時
車両数	8両
開始日	R7.12.12～R8.3.31
導入経緯	インバウンド増加により、冬期間を中心に観光客や地域住民がタクシーを利用しにくいとの声が寄せられ移動手段を確保するため期間限定で導入。

運行実績（回数）

R7.12月 24回

R8.1月 52回

(R7.12(開始)から R8.1 未までの合計 76回)

導入地域	北アルプスあづみの交通圏 (北安曇郡ほか)
事業者数	1社
稼働時間	全日 8時-11時,16時-22時
車両数	4両
開始日	R8.1.14～R8.3.31
導入経緯	インバウンド増加により、冬期間を中心に観光客の移動手段が不足しているため導入。

運行実績（回数）

R8.1月 1,657回

(R8.1.14(開始)から R8.1 未までの合計 1,657回)

ご存じですか日本版ライドシェア

～タクシー事業者の管理のもと、安全が確保された運送サービスです～

- 「日本版ライドシェア」とは、**地域交通の「担い手」や「移動の足」不足の解消**のために、令和6年3月に創設された制度です。
- **タクシー事業者の管理のもと**で、地域の**タクシーが足りていない地域や時期、時間帯**において、**自家用車や一般ドライバーを活用**した運送サービスです。

タクシーと何が違うの？

タクシーとの大きな違いは、ドライバーと車両です。車両には、「ライドシェア」であることが分かるマークが付いています。

一方、タクシーと同様に、タクシー事業者の管理のもとで運送サービスを提供しており、安全を確保しています。



使用車両の例

	日本版ライドシェア	タクシー
ドライバー	一般のドライバー※1	プロのドライバー※2
使用車両	自家用車	タクシー車両

※1 第1種運転免許の保有（タクシー事業者が雇用し、タクシー運転者と同等の研修を受講）
 ※2 第2種運転免許の保有

注意！
 「ライドシェア（自家用車活用事業）」のマークや事業者の名称を車体に表示していない車両による有償での旅客の運送は、違法（白タク）行為にあたります。

どうやって利用するの？

タクシーのように流し営業や駅待ちなどはできないため、事前に配車アプリで予約を行うことで利用が可能です。（一部地域では電話による予約も可能）

利用者は、予約時に確定した発着地に基づき算出された、タクシーと同程度の運賃を原則キャッシュレス決済により支払います。（一部地域では現金による支払いも可能）



どういった地域や時間で走っているの？

タクシーが足りていない地域や時期、時間帯に、その不足を補うために必要な台数が走っています。

現在、北海道から沖縄まで全国で導入が進んでいますが、地域ごとに提供できる時間帯や曜日、車両数に違いがあります。

また、自治体やタクシー事業者の申し出があった場合や、雨天や酷暑、イベント開催時などは柔軟な運用を可能としています。

